

気象予警報等事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 12 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

気象予警報等事務処理規程の一部を改正する訓令

気象予警報等事務処理規程（昭和40年岩手県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、盛岡地方気象台からの気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 11 条の規定による気象、地象、地動、水象等の観測の成果並びに気象、地象及び水象に関する情報（<u>火山現象に関する情報を含む。</u>）並びに同法第 13 条の規定による気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての予報及び警報の通知（以下「気象予警報」という。）、<u>消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条の規定による気象状況の通報（以下「火災気象通報」という。）</u>の受領並びに通知及び通報（以下「通知等」という。）の事務処理について定めるものとする。</p> <p>(気象予警報の処理)</p> <p>第 3 条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長（以下「市町村長等」という。）並びに広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局（以下「広域振興局等」という。）の長並びに本庁の関係する部に置く室及び課の長（以下「関係課長等」という。）、医療局管理課総括課長、企業局業務課総括課長並びに教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び<u>地方振興局長</u>に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知（以下「一斉通知」という。）により行うものとする。<u>ただし、火山現象に関する情報のうち、緊急火山情報については、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 21 条第 2 項に規定する関係者に対しても併せて通知するものとする。</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、盛岡地方気象台からの気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 11 条の規定による気象、地象、地動、水象等の観測の成果並びに気象、地象及び水象に関する情報並びに同法第 13 条の規定による気象、地象（<u>発生した断層運動による地震動を除く。</u>）、津波、高潮、波浪及び洪水についての予報及び警報の通知（以下「気象予警報」という。）<u>並びに</u>消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条の規定による気象状況の通報（以下「火災気象通報」という。）の受領並びに通知及び通報（以下「通知等」という。）の事務処理について定めるものとする。</p> <p>(気象予警報の処理)</p> <p>第 3 条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長（以下「市町村長等」という。）並びに広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局（以下「広域振興局等」という。）の長並びに本庁の関係する部に置く室及び課の長（以下「関係課長等」という。）、医療局管理課総括課長、企業局業務課総括課長並びに教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び<u>広域振興局等の長</u>に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知（以下「一斉通知」という。）により行うものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 19 年 12 月 14 日から施行する。